

# 通 報

大ト協 第57号  
平成30年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 辻 卓 史

## 平成30年度 アイドリングストップ支援機器導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、地球温暖化防止対策のためのCO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環として、アイドリングストップの励行を支援するため、標記の機器を導入する際の経費の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申しあげます。

### 記

#### 1. 募集期間 平成30年4月1日(日)～平成31年2月28日(木)

上記期間に、機器の装着および代金の支払後、申請書類が大ト協に必着のものを対象とします。

助成予算枠に達した時点で、当協会のホームページ(TOPICS 欄)でのお知らせにより、申込みの取り扱いを終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申しあげます。

#### 2. 助成対象機器

トラックドライバーが、休憩ならびに荷待ち時等におけるエンジン停止時に、相当時間連続して使用できる車載用機器で、次に掲げるものとします。

- (1) 蓄熱式の毛布、マット又はベッド (外部電源対応機器を除く)
- (2) 温水式ヒーター
- (3) 蓄冷式クーラー
- (4) エアヒーター (※別表1の機器に限る)
- (5) 車載バッテリー式冷房装置 (※別表1の機器に限る)

※(別表1)の機器に追加・変更等がありましたら、トラック広報および大阪府トラック協会ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

### 3. 助成額・上限台数

機器の価格の1/2（消費税・取付工賃等は助成対象外）、かつ機器別の助成額の上限は以下のとおりです。各事業者につき、大阪府下自社保有営業用貨物車両数を上限とします。

(1) 蓄熱式の毛布、マット又はベッド	7,000円
(2) 温水式ヒータ	60,000円
(3) 蓄冷式クーラー	40,000円
(4) エアヒータ	60,000円
(5) 車載バッテリー式冷房装置	60,000円

### 4. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー）に、平成30年4月1日以降、新たに新品の機器を導入・装着すること。（被けん引、軽自動車、自家用車を除く）
- 賃貸借機器・中古機器等は助成いたしません。
- エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置について、国の補助金が交付された機器に対しては、重複助成いたしません。

### 5. 助成申請必要書類（郵送可）

- ①（様式1）平成30年度アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書兼誓約書
- ②（様式2）アイドリングストップ支援機器導入内訳書
  - ・メーカー名、機器名・型式は別表1を参照してください。
- ③（様式3）エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置 装着証明書
  - ・販売店等に依頼して、作成してもらってください。
  - ・【導入事業者】らんに、運送事業者名と住所をご記入ください。
  - ・エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置導入の場合に必要です。（蓄熱マット・温水式ヒータ・蓄冷式クーラーを導入した場合は不要です）
- ④（様式4）暴力団排除の誓約書
  - ・平成30年度中に、他の助成事業で提出済みの場合は不要です。
- ⑤請求書（写）
  - ・請求書（見積書）は、機器メーカー名、機器名・型式、機器価格等が明記されていること。（機器メーカー名等は別表1を参照してください）
  - ・請求書の額と領収証（または振込明細書等）の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書（写）を添付してください。
  - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
  - ・車両と機器を同時に導入する場合は、車両見積書（写）を添付してください。機器のみをリース契約および割賦購入する場合は、機器の見積書（写）を添付してください。
  - ・請求書（見積書）に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかが明記されていること。（例：「取り付け費値引き」など）

⑥領収証（写）（※振込明細書等（写）も可）

リース契約の場合はリース契約書（写）

割賦購入の場合は割賦販売契約書（写）

- ・領収証、振込明細書等は、振込日・金額・振込元・振込先等が確認できるものとし、その他の部分（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。また、切り貼りや修正があるものは不可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、平成30年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、平成31年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に手形決済日（支払期日）をご記入ください。
- ・リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。また、契約書等に登録車番が記載されていない場合は、物件受領証等の車番がわかるものの写しを添付してください。

⑦車検証（写）

- ・申請時点で、有効期間内のもの。

⑧その他

- ・必要に応じて、大ト協からご提出をお願いする場合があります。

6. その他

○申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。

○募集期間中に、何度でも申請できます。

○申請書類の写しを手許で保存される場合は、各社にて申請前にコピーを取っておいてください。

○記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。（訂正印不要）

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

⑨

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

※貴社印（丸印）を押印してください

### 平成30年度 アイドリングストップ 支援機器導入助成金交付申請書兼誓約書

当社がアイドリングストップ支援機器を導入するにあたり、助成金を申請いたします。  
また、エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置の導入に対して、国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことをここに誓います。

#### 記

1. 助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円

内訳：蓄熱式の毛布、マット、ベッド	枚／台
温水式ヒータ	台
蓄冷式クーラー	台
エアヒータ	台
車載バッテリー式冷房装置	台

2. 助成金振込口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_ 口座種別 ( 当座・普通 ) \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_ フリガナ 口座名義 \_\_\_\_\_

- (必要書類) ・ (様式2) 機器導入内訳書  
 ・ (様式3) 装着証明書 ※エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置装着時のみ  
 ・ (様式4) 暴力団排除の誓約書  
 ・ 請求書 (写)  
 ・ 領収証 (写) (振込明細書等 (写) も可)、リース契約書 (写)、割賦販売契約書 (写)  
 ・ 車検証 (写)  
 ・ その他

アイドリイングストップ支援機器導入内訳書

No.	装着車両番号	※区分(○をつけてください)				機器メーカー名	機器名・型式	機器価格 (税抜)	助成額	装着年月日
		マ	温	冷	エアヒータ					
1	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
2	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
3	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
4	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
5	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
6	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
7	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
8	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
9	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
10	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
11	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
12	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
13	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
14	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
15	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
16	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
17	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
18	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
19	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	
20	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	エアヒータ				年 月 日	

※ (注) 「区分」 ……マ：蓄熱マット・ベッド等／温：温水式ヒータ／冷：蓄冷式クーラー／エアヒータ／車載パッテリ式冷房装置

(装着証明者)

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

※装着証明者の会社印(丸印)を押印してください

エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置 装着証明書

下記事業者保有の車両に対し、当社がみだしの装置を装着したことを証明いたします。

【導入事業者】住 所 \_\_\_\_\_

事業者・事業所名 \_\_\_\_\_

No.	装着車両番号	装置の種類 (○をつけてください)	機器メーカー名	機器名・型式	装着年月日
1		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
2		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
3		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
4		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
5		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
6		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
7		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
8		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
9		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
10		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
11		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
12		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
13		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
14		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
15		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
16		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
17		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
18		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
19		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日
20		エアヒータ・車載バ <sup>ッ</sup> 冷			年 月 日

※ディーラー・販売店等に依頼し、作成してください。

( 様式 4 )

平成 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者